

仕 様 書

1 業務名

広島市立広島市民病院売店運営事業

2 業務の内容

(1) 業務の内容

広島市立広島市民病院における売店の運営

(2) 協定期間

協定を締結した日から令和8年3月31日まで

3 営業開始日

(1) この公募型プロポーザルにより特定した運営事業者が現行の運営事業者以外の場合現行の運営事業者がその所有に属する物件の撤去及び変更した設備の原状回復を行い、売店施設の設備を病院機構に返還した日から15日後までの日とする。

なお、運営事業者の責に帰さない事由により、営業開始日までに営業開始が困難であると病院機構が認めた場合は、病院機構が別に定める日とする。

(2) この公募型プロポーザルにより特定した運営事業者が現行の運営事業者の場合令和2年4月1日とする。

4 病院の概要

(1) 名称及び所在地

広島市立広島市民病院（広島市中区基町7番33号）

(2) 患者数（平成30年度実績）

ア 入院患者数：延べ239,326人（1日平均655人）

イ 外来患者数：延べ436,039人（1日平均1,794人）

(3) 職員数（平成31年4月1日現在）

1,991人（非常勤職員及び臨時職員を含む。）

(4) 診療日時

ア 診療日

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで（以下、「休診日」という。）を除く毎日

イ 診療時間

午前8時30分から午後5時まで

5 売店施設等の概要

(1) 売店施設

- ア 場所 プロムナード1階（別図（配置図・求積図）参照）
- イ 延床面積 107.99㎡
- ウ 構造 鉄骨造

(2) 売店用倉庫

- ア 場所 西棟1階
- イ 延床面積 15.87㎡

6 運営の条件

(1) 営業

- ア 営業開始日については、前記3に同じ。
- イ 営業日については、年中無休とし、営業時間は、24時間とする。
- ウ 病院が指定する医療用品及び衛生用品等（以下「医療用品等」という。別紙1を参考）を販売すること。
- エ 酒類及びタバコ並びに青少年に有害な雑誌、その他、病院が不相当と認めたものは、販売しないこと。
- オ 病院機構が指定する場所に病院機構が指定する医療用品等の自動販売機（2台）を設置すること。
- カ 病院機構が指定する場所にマスクの自動販売機3台（うち、小児用1台）を設置すること。
- キ 診療日の11:00～12:00及び16:00～17:00に、病院機構が指定する場所を巡回して、弁当、飲料水等を販売すること。
- ク 松葉杖の貸出（有料）を行うこと。
- ケ 病院機構の要請による附帯サービスの提供には協議に応じること。
- コ 利用者からの要望等には運営事業者が責任を持って対応すること。
- サ 店舗内の防犯対策は、運営事業者が行うこと。ガス及び裸火は使用できない。
- シ 事故防止を徹底するとともに、万一事故が発生した場合は、全て運営事業者の責任と負担において対処すること。

(2) 仮設売店施設の設置及び営業

現行の運営事業者は、令和2年3月31日まで営業を行うので、運営事業者（現行の運営事業者は除く。）は、令和2年4月1日から(1)アに規定する営業開始日の前日までの間は、病院機構が指定する場所に仮設売店施設を設置し、病院機構と協議して定めた商品及び附帯サービスを提供すること。

(3) その他

ア 毎年度、売店施設、売店用倉庫及び自動販売機の設置場所（以下「売店施設等」という。）の使用にあたっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 4 項の規定に基づく行政財産の使用許可を受けること。また、病院機構が定める行政財産使用料（平成 31 年度の額は、月額約 486,000 円であるが、提案による使用許可の面積又は年度により金額が若干増減する場合がある。売店施設等は令和 2 年 4 月 1 日から使用することとして、行政財産使用料を積算する。）を遅滞なく納付すること。

イ アの行政財産使用料とは別に、売店の月額売上高（ただし、使用料が納付できない商品及び付帯サービスを除く。）に売上納付金料率（事業者の提案）を乗じた額を使用料として、翌月末日までに納付すること。

なお、算出した月額使用料の額が最低保証額（事業者の提案）を下回る場合は、最低保証額を納付すること。（ただし、最低保証額は、410 万円以上を提案すること。）

ウ 使用許可物件を第三者に転貸しないこと。ただし、提案書においてフランチャイズ制等を提案し、かつ導入にあたって、事前に病院機構の承認を受けたときは、この限りでない。

なお、この場合フランチャイズ契約に基づき、フランチャイズ加盟店に運営を任せる際には、運営事業者が一切の責任を負うとともに、加盟店の名称その他病院が必要とする情報が記載されたフランチャイズ契約書等を本契約締結後に提出すること。

エ 営業に必要な各種法令に基づく許認可については、運営事業者が取得すること。

オ 看板等の色彩、寸法及び数量については、病院施設との一体性の確保に留意することとし、事前に病院機構の承認を受けること。

カ 物品等の搬入・搬出時間及び経路については、病院職員の指示に従うこと。

キ 災害時の職員用食料等の供給対応すること。

ク 年末年始の職員の弁当の提供対応すること。

ケ 売店に係る苦情等については、運営事業者が責任を持って適切に対応すること。

コ 従業員の接遇研修を定期的実施し、常に良好なサービスの提供に努めること。

サ 提案書に記載した「その他の提案」は、病院機構の承認又は許可を得て実施すること。

7 施設設備の整備区分等

(1) 施設設備の整備区分

施設設備に係る病院機構と運営事業者の整備区分は、別紙 2 のとおりである。

なお、運営事業者において施設設備に改修を行う場合は、自らの責任と負担において実施することとし、改修に必要な工事に当っては、着手前に病院と協議の上、許可を得ること。

(2) 費用の負担区分

次に掲げる費用については、運営事業者の負担とする。

ア 施設設備の維持管理、改修、修繕、交換（蛍光灯の交換等）等

イ 店舗内の清掃（空調機エアフィルターの清掃を含む。）、廃棄物の処理及び害虫駆除等

ウ 電話の回線使用料及び通話料

エ 光熱水費

(3) 設備の法定点検

受変電設置の法定点検や、病院内の工事を実施する場合、全館又は一部の一斉停電を行うため、病院と調整の上、協力すること。

(4) 原状回復及び返還

運営事業者は、協定期間が満了したとき又は、契約解除に至った時は、運営事業者の負担により施設設備を売店施設設置前の状態に回復させ、また、病院が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、病院が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りではない。

8 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、当病院・運営事業者両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 運営事業者は、従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他法令を遵守すること。